

議案第52号

損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 墨田区長 山 本 亨

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のとおり決定する。

損害賠償額	相手方	事件の概要
580万8,495円	東京都港区芝浦一丁目2番3号 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野 敏哉	旧たちばな高齢者在宅サービスセンターの改修工事に伴い、空調機の借上げ契約を解除したことにより、当該契約の相手方に損害が生じた。

(提案理由)

旧たちばな高齢者在宅サービスセンターの改修工事に伴い、空調機の借上げ契約を解除したことにより、当該契約の相手方に損害が生じたことについて、賠償の請求があったので、当該損害に係る賠償の額を決定する必要がある。